

# 令和7年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策17：恩給行政の推進
担当部局・課室名	政策統括官（恩給担当）恩給管理官室
作成責任者名	政策統括官（恩給担当）付恩給管理官 野竹 司郎
政策評価実施時期	令和7年8月

令和7年度  
主要な政策に係る評価書

政策17 恩給行政の推進

---

第1部 政策の全体像と取組状況

## （政策目的）

公務員（旧軍人、官史など）が公務のために死亡した場合、公務による傷病のために退職した場合及び相当年限忠実に勤務して退職した場合において、国家に身体、生命を捧げて尽くすべき関係にあった、これらの者及びその御家族の生活の支えとして給付される国家補償を基本とする恩給を確実に支給すること

## （主な取組）

### 1. 恩給を受ける権利の裁定に関する事務：

恩給を受ける権利は、公務員としての一定の勤務期間と退職、死亡、障害などの条件が整うと発生するが、実際に恩給を受けるためには、その権利について確認（＝恩給の裁定）を受けることが必要であり、総務省では、権利の裁定、恩給証書の作成・交付等の事務を実施している。

### 2. 恩給の支給に関する事務： 第2部で詳述

年金である恩給は、毎年4月、7月、10月及び12月の4期分に分けて、その月の前月分までの分（12月は同月分までの分）を支給している。その際、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した受給者の生存確認を行っている。

### 3. 恩給相談：

電話、メール、面談等による相談に対応している。

# 恩給行政の現状

## 恩給とは

恩給は、明治8年に発足した公務員を対象とする年金制度

## 現状

- 1 恩給の対象者 : 旧軍人及び文官（共済年金制度への移行前に退職した公務員）  
並びにその遺族
- 2 恩給受給者数 : 7.2万人（令和7年度予算）  
（令和6年度予算 9.2万人）
- 3 平均年齢 : 95.9歳（令和7年3月末時点）
- 4 恩給費 : 536億円（令和7年度予算）  
（令和6年度予算 684億円）

# 年金恩給の種類と転給

(千人)

(千人)

本人に対する給付		受給者数	(転給関係)	遺族に対する給付		受給者数		
普通恩給	最少年限(文官等17年、旧軍人 兵・下士官12年、准士官以上13年)以上在職して退職した者  ○最低保障額 例えば 長期在職者の場合 …………… 1,185,900円 } 短期在職者の場合(実在6年未満) …… 595,100円	1	→ (平病死)	普通扶助料	普通恩給受給者の遺族 ○最低保障額(寡婦加算 159,000円を含む額) 例えば 長期在職者の場合 …………… 988,200円 } 短期在職者(実在6年未満) …………… 582,800円	62		
傷病恩給	増加恩給	公務傷病により、重度の障害を有する者(項症者)  ○第1項症 …… 5,992,000円 } 第7項症 …… 1,940,100円	→ (公務死)	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族(戦没者の遺族がその代表例) ○最低保障額(遺族加算 159,000円を含む額) …………… 2,058,300円	2		
	傷病年金	公務傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定程度以上の障害を有する者(款症者)  ○第1款症 …………… 1,765,200円 } 第4款症 …………… 1,006,200円		→ (平病死)	増加非公死扶助料	公務傷病以外の事由により死亡(平病死)した増加恩給受給者の遺族 ○最低保障額(遺族加算 159,000円を含む額) …………… 1,646,500円	3	
			特例傷病恩給		昭16.12.8以後、本邦等で職務に関連する傷病により障害を有する旧軍人等  ○第1項症 …………… 4,568,100円 } 第5款症 …………… 777,900円	→ (職務関連死)	特例扶助料	昭16.12.8以後、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族 ○最低保障額(遺族加算 159,000円を含む額) …………… 1,646,500円
				→ (平病死)		傷病者遺族特別年金	平病死した傷病年金又は特例傷病恩給の受給者の遺族 ○傷病年金等の受給者の遺族(遺族加算 159,000円を含む額) …………… 582,800円	3
		1				71		
						受給者計	72	

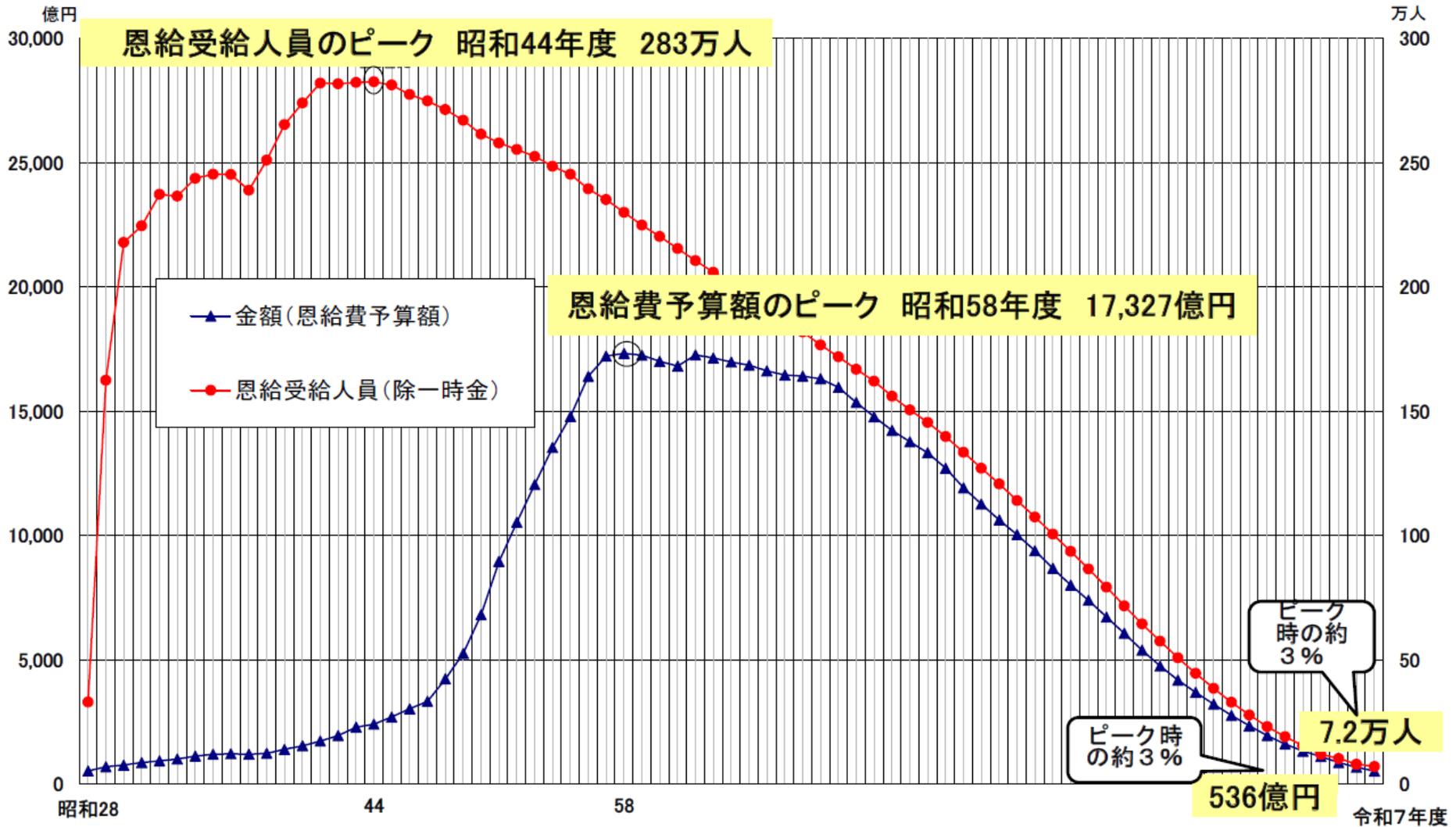
(注1) 受給者数は令和7年度予算、金額は令和7年度額である。

(注2) 恩給法において遺族とは、「配偶者、未成年の子、父母、重度障害(増加恩給が支給される程度の障害)を有する成年の子、祖父母」をいう。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入しているため計とは一致しない。

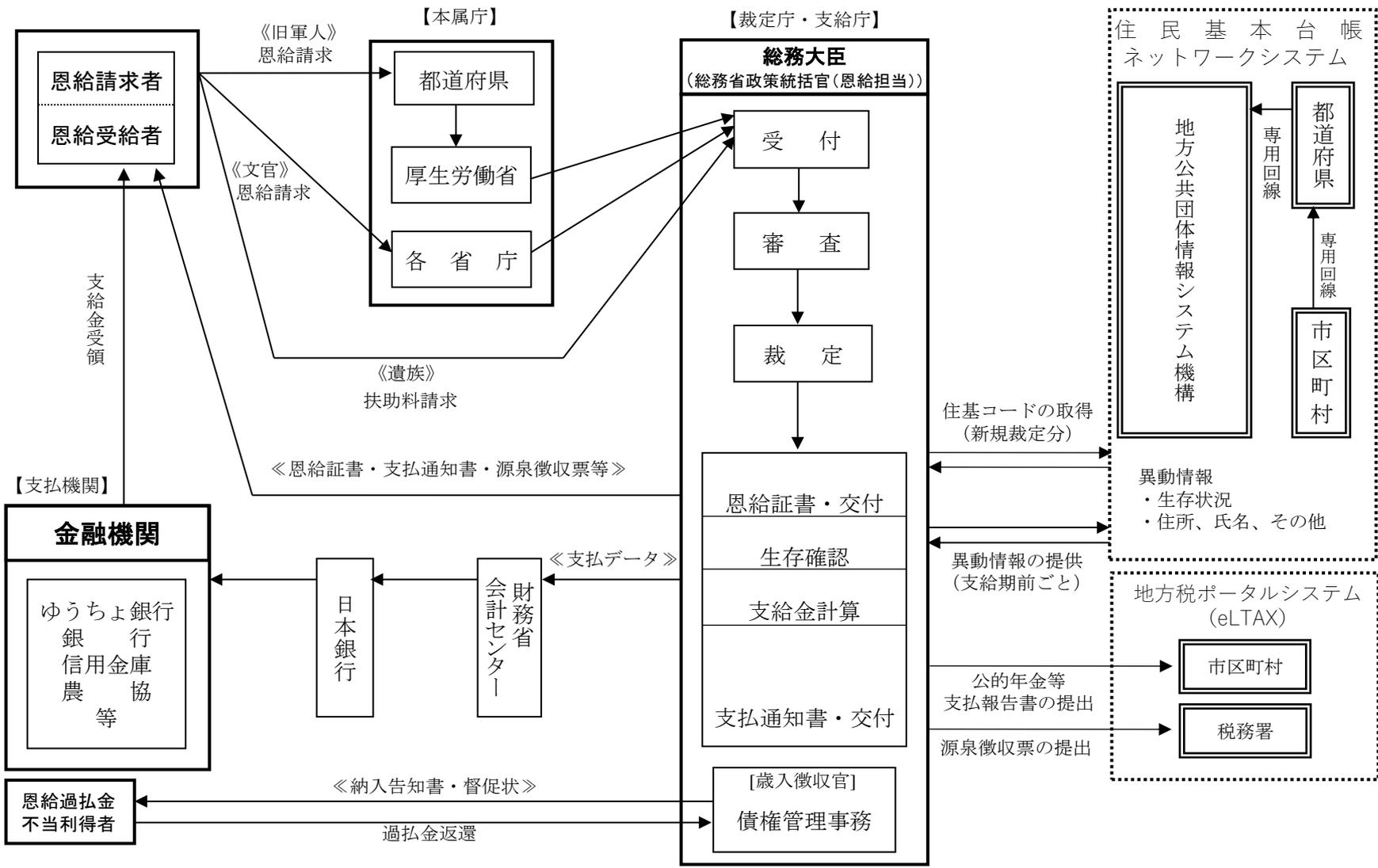
(注4) 受給者計には一般文官(計約1千人)を含んでいる。

# 昭和28年度以降の恩給受給人員及び金額



- (注) 1. 人員は、年度末現在の恩給受給人員(一時金を除く)。ただし、令和7年度は予算人員。  
 2. 金額は、当初恩給費予算額。

# 恩給事務の流れ



● 予算事業名および行政事業レビューシートURL

予算事業名	行政事業レビューシートURL
恩給支給事業	<a href="https://rssystem.go.jp/project/d11a364d-4ffa-4ad6-b3d3-ae0ba7f84133">https://rssystem.go.jp/project/d11a364d-4ffa-4ad6-b3d3-ae0ba7f84133</a>

● 参考資料

参考資料名	掲載ページURL
総務省 政策統括官（恩給担当）HP	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/onkyu_toukatsu/">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/onkyu_toukatsu/</a>

# 令和7年度 主要な政策に係る評価書

## 政策17 恩給行政の推進

---

### 第2部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

< 恩給支給事務のオンライン化等による効率化・受給者サービスの向上 >

## 目的

●政策統括官（恩給担当）では、恩給の確実な支給を目的として、これまで恩給請求の迅速な処理を行ってきたところ。

引き続き、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年（2025年）6月13日閣議決定）に従って恩給支給事務のオンライン化等による効率化を進めるとともに、受給者の高齢化等に対応したサービスの向上を図る。

効果発現経路

アクティビティ

●住民基本台帳ネットワークシステムとの連携（H15年度～）

●一部の届出手続について電子メールでの受付を開始（R2.12～）

●「公共サービスメッシュ等接続システム」の整備（新規）

アウトプット

●住民基本台帳ネットワークシステムから入手した情報により恩給受給者の生存確認を実施

【指標】システムを活用した生存確認件数  
R6年度：333千件

●恩給関係請求手続のオンライン化を実現

【指標】各手続におけるメール届出の件数及びその割合（P12）

●マイナンバーを活用した情報連携により、戸籍情報又は所得情報等を取得し、証明書類の添付を省略化

短期アウトカム

●住民基本台帳ネットワークシステムの活用による過払い発生抑制

【指標】過払い件数  
H14年度：125.5件/10万件  
R6年度：8.4件/10万件  
<目標>  
R7年度：0件/10万件

●事務の効率化を実現するとともに、平均年齢が95歳を超える恩給受給者とご家族の手続負担を軽減

長期アウトカム

●恩給の支給に関する事務を正確かつ迅速に処理することにより恩給受給者サービスを向上するとともに、効率的な業務運営を確保する。

## 1 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した取組（平成15年度～）

- 恩給等の確実な支給のため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した取組を実施している。
- 具体的には、生存確認のため、住民基本台帳ネットワークシステムから入手した情報と恩給受給者の情報を照合し、過払いの発生を抑制している。
- 住民基本台帳ネットワークシステムの活用以前に行われていた往復ハガキによる受給権調査時の過払い発生件数と同システム活用後の過払い発生件数の比較は以下のとおり。（いずれも支払件数10万件あたりの件数）
  - ・往復ハガキによる受給権調査時における過払い発生件数：125.5件（平成14年度）
  - ・住民基本台帳ネットワークシステムを活用した生存確認における過払い発生件数：8.4件（令和6年度）

## 2 一部の届出手続について電子メールでの受付を可能とする取組 (令和2年12月～)

恩給受給者等からの各種届出のうち、添付書類が不要である「恩給受給者の住所変更届」、「恩給証書再交付の申請」について、令和2年12月から電子メールでの受付を可能とした。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
恩給受給者の 住所変更届	メールでの届出件数	77	60	42	57
	全体の件数	800	701	669	538
	全体に占めるメールの割合	9.6%	8.6%	6.3%	10.6%
恩給証書 再交付の申請	メールでの届出件数	9	5	7	4
	全体の件数	37	37	23	21
	全体に占めるメールの割合	24.3%	13.5%	30.4%	19.0%

### 3 公共サービスメッシュ等接続システムの構築（新規）

#### システムの概要

恩給の請求等について、手続のオンライン化及びマイナンバーの活用による添付書類の省略化を実現し、受給者等の負担軽減を図ることを目的とした情報システム。

#### 対象となる主な手続・業務

##### ○扶助料の転給請求

恩給受給者が死亡した場合、その受給者によって生計を維持または生計を共にしていた配偶者等の要件を満たした者に受給権が受け継がれて（転給）扶助料が支払われる。この扶助料の支払を請求する手続のこと。**請求時に戸籍謄本が必要。**  
**また、請求者が重度障害の成年の子の場合は更に所得証明も必要。**

##### ○失権時給与金請求

恩給受給者が死亡した場合、その生存中に支給を受けなかった恩給（失権時給与金）について、遺族等がその恩給の支払請求を行う手続のこと。**請求時に戸籍謄本が必要。**

## 今後の課題・方向性①

### 【住民基本台帳ネットワークシステムを活用した取組】

●受給権調査にあたり、アナログ手法（往復はがき）から住民基本台帳ネットワークの活用に取り替え、過払いの発生率は10万件当たり8.4件であり、適切な執行に大きく寄与しているが、住民基本台帳ネットワークシステムの活用による過払いの抑制を上回る恩給の確実な支給に資する業務・システムの見直しの可能性について検討。

## 今後の課題・方向性②

### 【一部の届出手続について電子メールでの受付を可能とする取組】

●一部の届出手続については電子メールでの受付が可能である旨、受給者等が理解しやすい広報に引き続き努める。

## 今後の課題・方向性③

### 【公共サービスメッシュ等接続システムの構築】

#### 1 オンライン化・情報連携にあたっての申請者への配慮

申請者の多くは高齢者であることを踏まえると、オンライン手続きが使えない、マイナンバーが使用されることに不安を感じるといった問題について、申請者に寄り添った対応が必要

→ ①従来の郵送（紙）による提出も併存

②事前の広報を含め、申請書類等に同封するお知らせや恩給相談窓口での応答等、丁寧な対応

③利用デバイスとしてスマートフォンが多数となることを想定し、画面の作成に配慮

#### 2 恩給受給者数減少に伴う対応

恩給受給者数は年々減少し、それに伴い失権時給与金等の請求者数も減少する状況を踏まえた場合、費用対効果を考慮した設計・開発とする必要

→ 関係する事務の見直しと併せて機能等を検討のうえ、必要最低限のシステムとし、開発経費及び運用経費を抑える。

#### 3 情報セキュリティの強化（特定個人情報の適正管理）

申請者等の個人番号と紐づいた戸籍謄本等の特定個人情報を扱うことから、取得情報を適正に管理する必要

→ 情報システムの検討にあたっては、特定個人情報等の管理体制やアクセス権限付与のルール、原本性の保持策についても検討する。